



令和 2年 5月 18日

北名古屋市議会議長 永津 正和 様

北名古屋市議会議員 阿部 武史

一般質問通告書

次のとおり通告します。

受 付	令和 2年 5月 18日	午前・午後	8時30分 受領
発言の種類	代 表 ・ 個人 質問		

質 問 の 題 目	答 弁 者
新型コロナ問題の暫定用途地域解消施策への影響	都市整備課長
新型コロナ問題の鉄道連続立体交差化への影響	都市整備課長
市内飲食業への支援策	商工農政課長
4月28日以降生まれの特別定額給付金	市長

※ 題目については、24文字以内を原則とする。

一 般 質 問 用 紙

北名古屋市議会議員 阿部 武史

9番 阿部武史です。議長のお許しを頂き通告に基づき一般質問をさせていただきます。

1 新型コロナ問題の暫定用途地域解消施策への影響

新型コロナ対策における緊急事態宣言により、あらゆる行動が制限されていましたが、さる5月14日に、政府より解除の発表がなされました。緊急事態宣言により、本市においても自治会活動など、3密を避けるため新年度の打ち合わせなどができない状況でした。厚生労働省により発表された「新しい生活様式」などを実践例に、行政と市民との対話が必要な政策についても、コロナ後の生活様式を前提としたあり方へシフトしなければなりません。ただ、暫定用途地域解消の手続きは期限があるものであり、丁寧さと迅速さの両方が必要ですが、未曾有の事態のため、場合によっては、県に期限延長を申し出ることも必要となってきます。

そこで当局に質問します。

住民生活に大きな影響がある暫定用途地域解消への取組について、新型コロナ問題の影響を踏まえ、今後はどのように進めていくのでしょうか。また、その際の市民との対話・合意形成のあり方についてはどのような方策を持っているのでしょうか。

2 新型コロナ問題の鉄道連続立体交差化への影響

暫定用途地域解消の政策と同様に、鉄道連続立体交差事業についても、3密を避けた上での合意形成が必要です。暫定用途地域解消施策ほど期限は差し迫ってはいませんが、こちらについてはどのように対応していくか、当局の見解をお聞かせください。

3 市内飲食業への支援策

新型コロナ問題で様々な業種の経営が危機的な状況にあります。都道府県でも様々な施策が行われていますが、市町村でも、特に飲食業などにデリバリーやテイクアウトの支援

一 般 質 問 用 紙

北名古屋市議会議員 阿部 武史

策を行う自治体が出てきています。例えば車両購入費やデリバリー・テイクアウト導入費、キャッシュレス決済導入費や広告費をそれぞれ上限5万円程度補助しています。アフターコロナで生活様式が一変する中、航空会社や金融機関などに対し今後は国による公的資金を投入せざるを得ない局面が想定されます。生き残りをかけて活路を見いだそうとしているのはどの業界も同じですが、飲食業など住民生活に身近な経済をサポートする責務は、国と同じく、地方自治体にもあると考えます。

そこで当局に質問します。

デリバリーやテイクアウトへの支援策について何かお考えはございますか。私自身は新聞購読者をターゲットにした新聞折り込みチラシの作成・配布委託の補助をできるだけ全額に近い形で行う、あるいは、新聞販売店への期間限定での協力要請をし、一部支援協力の給付により、店側の配布委託料の実質負担額が可能な限り低くすることとセットで行うことが望ましいと考えます。また、需要喚起における方策については別途検討が必要ですが、プレミアム付商品券と同様あるいは類似のスキームで、市内飲食店で活用できる補助券の作成配布などが考えられると思っています。既に検討済みかもしれませんが、当局においても何らかの市内飲食業への支援策を求めたいところです。

当局の見解を教えてください。

4 4月28日以降生まれの特別定額給付金

4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、特別定額給付金が一人10万円支給されることになりました。「医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と閣議決定で示されていますが、ひとつ懸念材料となっているのが、給付対象者の基準です。受給者の要件は、4月27日において住民基本台帳に記録されている者となっていますが、問題なの

一 般 質 問 用 紙

北名古屋市議会議員 阿部 武史

は同学年であるのに、4月28日以降に生まれた新生児は対象とならないことです。

この未曾有のコロナ禍で、妊婦の方々は、感染の危険から家族の立ち会いもほとんど制限され、孤独と苦痛の中で出産をされています。

そして、出産後も、コロナ禍で精神的・肉体的負担が大きくなる中で新生児を育てなければなりません。この負担は世帯収入の多寡に限らず、等しくかかっています。この不公平感を解消するために、県内では大府市などが、県外では岩手県久慈市などが、同学年までの給付を決めています。

今回の一連の新型コロナウイルス対策については、国の機能が麻痺し、まさに地方自治の力量が問われる事態となっています。ただ、国は国で全力を尽くしていますし、その中で、どうしても補いきれない部分も出てきます。後日、全国市長会で要望することも可能ですが、今は緊急時です。補完性の原理からすれば、市民にダイレクトに接する我々だからこそ目の当たりにする問題であり、国がやるべきことだと分けることなくスピーディーに手を差し伸べる決断が求められていると、私は考えます。

そこで、市長に質問させていただきます。

特別定額給付金の実施における4月28日以降生まれの新生児への不公平感解消について、私は予算の組み替え・流用や、更なる財源捻出をしてでも実施すべきだと考えますが、市長の見解を教えてください。

個人質問答弁書

質問者 阿部武史 議員
答弁者 都市整備課長

1 質問事項

新型コロナ問題の暫定用途地域解消施策への影響

2 答弁内容

暫定用途地域解消に向けた取組みについては、昨年度も石橋周辺地区及び鍛冶ヶ一色南地区において、それぞれ地権者説明会を実施し、具体的な解消手法、内容等を説明しました。

今年度も大型連休明けには、重ねて地権者説明会の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響から開催を自粛しておりました。

緊急事態宣言も解除となりましたので、3密を避ける等の感染防止対策を講じながら、6月以降は説明会等の開催を実施していきたいと考えています。

なお、今後の進め方や合意形成等については、昨年12月議会における暫定用途地域解消に関する一般質問の答弁と変わっておりません。

先ずは、暫定用途地域による建蔽率など建築規制の長期化による建て替え困難や空家・空地などの社会問題に対処することを優先し、できるだけ早期の暫定用途地域解消を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

個人質問答弁書

質問者 阿部武史 議員
答弁者 都市整備課長

1. 質問事項

新型コロナ問題の鉄道連続立体交差化への影響

2. 答弁内容

鉄道連続立体交差化に関しては、周辺まちづくりについて市が主体となり合意形成等に取り組んでおり、これまでも地権者説明会や主な地権者による検討会議を重ねているところです。

今年度も引き続き、説明会や検討会議を予定しておりますが、これまで新型コロナウイルスの影響から開催を自粛しておりました。

緊急事態宣言も解除となりましたので、3密を避ける等の感染防止対策を講じながら、6月以降は説明会等の開催も実施し、今年度予定している説明会や調査・検討業務は予定のとおり実施してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

個人質問答弁書

質問者 阿部武史 議員
答弁者 商工農政課長

1 質問事項

市内飲食業への支援策

2 答弁内容

現在、中小企業・小規模事業者・個人事業者らを対象とした6.0項目にも及ぶ各種融資や助成金、補助金制度などの経済対策が政府主体で行われております。

本市では、県の休業要請に係る協力金給付対応や、セーフティネット信用保証関連受付などの機会を通して、幅広い業種の皆様から日々深刻な声を伺っています。

多くの製造業は、稼働時間の短縮や出勤抑制など固定費の抑制に努めつつ、運転資金の借入に奔走され、飲食業及び小売業ではテイクアウトやネット通販を取り入れる等するも、苦戦を強いられる中、所得補填を望む声も多く聞きます。

セーフティネット信用保証関連においては、3月2日から5月21日までの間において385件の受付をしており、受付業種別の主な割合は製造業26%、建設業22%、小売業15%であり、飲食業においては7%でした。

新型コロナウイルス感染症対策協力金関連においては、5月11日から5月21日までの間において、186件の申請受付をしており、施設の種類の主な割合は、食事提供施設45%、商業施設26%、学習塾等17%でした。

これらの数字も、これまでの事業者からの声を裏付けるものとなっています。

このようなデータなども参考にし、引き続き幅広い分野に目を配る必要があります。

経済の動向は、リーマンショックをも超える、戦後最悪の事態へと向かう懸念も多く、これからさらに深刻化、長期化していくとみられます。

緊急事態宣言も解除され、同時に休業要請も解除となり、飲食業及び小売業の各店舗への客足も徐々に戻りつつあることかと思えます。

飲食業の皆様は、ステイホームから解放されつつある、市民の皆様らの胃袋を、そして心を満腹にさせていただくことで、お客様からの「ありがとう」や、「笑顔」も経営の大きな原動力になることと思えます。

今しばらく、セーフティーネット信用保証関連や、50万円の協力金給付事業を積極的に活用していただきたいと思えます。

今後、国、県の補正予算編成や、市の財政状況も鑑みながら、地元商工会とも連携し、飲食業のみならず、国の対策では手の届きにくい、地域レベルでの規模は小さくても、気の利いた実効性のある支援策を適切なタイミングで実行できればと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

個人質問答弁書

質問者 阿部武史 議員
答弁者 市長

1 質問事項

4月28日以降生まれの特別定額給付金

2 答弁内容

4月28日以降生まれの特別定額給付金について、お答えいたします。

この度の特別定額給付金は、基準日において住民基本台帳に記録されている市町村から支給される制度となっており、その基準日につきましては、国が令和2年4月27日と定めております。

現時点においては、令和2年4月28日以降に生まれた新生児に対する給付対象者の拡大は予定しておりません。しかしながら、今後の国の施策において、ご指摘の同学年である新生児の出生日の先後による取扱いの不公平感解消のための財源が確保されることを期待したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。